

データ容量が大きいため、 画質は最小化しています



大磯町こども計画表紙デザイン募集 最優秀作品 「みんなでつなごう こどもたちの未来」 古賀 琴子さん (中学2年生)

# こどもたちの未来をひらくまち、こどもまんなか わくわくおおいそ 大磯町こども計画

2025年度~2029年度 (令和7年度~令和11年度)

大磯町



第1章 計画をつくるにあたって ・・・3 第3章 こども・子育て応援 Ⅰ 策定の考えかた アクションプログラム • • • 17 Ⅰ ライフステージに共通した施策 2 計画の期間 2 ライフステージ別の施策 3 計画の対象 4 計画の位置づけ 青年期/ポスト青年期、妊娠・出産期、 乳幼児期、学童期、思春期 第2章 みんなの"声" I みんなの"声"を聴く 第4章 量の見込みと確保方策 2 みんなの"声"の反映 1 教育・保育の一体的提供及び推進体制 3 施策の体系 の確保



#### はじめに

この計画は、こどもたちの「声」を直接 聴き、こどもたちから発せられた力強い 声、その想いを反映して作りました。

こどもたちをはじめ町民の皆様へどのように心が弾む"わくわく"をお届けできるのか、その方策をお示ししています。

12月の「大磯こどもサミット行動宣言」は、こどもたちが自ら考え、行動しようとする意欲の表れであり、こどもたちの未来に対する強い想いが込められています。

この宣言も胸に、こどもたちの主体的な活動をさらに応援できるよう、さまざまな 取組みを進めていきます。

すべてのこどもたちが、心身ともに健やかに成長し将来を担う大人に育つために、こどもたちが笑顔で夢を追いかけられる"わくわく"いっぱいのまちとなるよう、自然を大切にしながら、こどもたち、大人、そして地域全体で一緒にこどもまんなかの大磯を創りあげていきましょう。

この計画を作るにあたってご尽力いただいたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月 大磯町長 池田 東一郎

- 2 子育てのための施設等利用給付の 円滑な実施の確保
- 3 乳幼児期の教育・保育
- 4 地域子ども・子育て支援事業
- 5 放課後児童対策パッケージ
- 6 任意記載事項

第5章 計画の推進に向けて ・・・51資料編 ・・・59

## ☆大磯町のみらいワクワク設計図 (左上イラスト)

令和6年12月、こども・子育て世代を応援する取組みとして、全国で初めて、「株式会社フレーベル館」と包括連携協定を結びました。

フレーベル館を連携パートナーとして、「大磯のこどもたち、大磯の子育て世代」にわくわくする体験・わくわくする成長をお届けし、こどもまんなかの大磯を実現する取組みを進めます。

## 策定の考えかた

町では、「子どもたちの、未来をひらくまち おおいそ」を基本理念とし て、令和2年に作った「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」に基づき、 子育て支援に取り組んできました。

令和5年4月には、こども基本法が施行され、すべてのこどもは、生まれな がらにして、その人格と尊厳を尊重されるとともに、幸福追求の権利を持つ主 体であり、すべてのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、その能力を最 大限に発揮できるよう、社会全体で応援していくことが求められています。

そこで、令和6年度に「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」が最終年 度を迎えることから、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」及び神奈 川県のこども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」を基礎として、 町において「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法第10条第2 項に基づく市町村こども計画として、「大磯町こども計画(以下「この計画」 という。)」を作ります。



#### こどもの権利

子どもの権利条約は、世界中のこどもたちが持つ権利を定めた世界的な約束で す。特に次の4項目は、あらゆるこどもの権利の実現を考える際に、参考にする べき重要な「原則」であり、「こども基本法」にも取り入れられています。

この計画においてもこの4原則に沿って「こどもまんなか社会」の実現に取り 組みます。

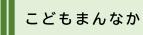








出典:公益社団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約第 | 条~40条抄訳一覧」



町は、こども家庭庁が提唱する「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、こどもまんなか社会の実現をめざして、令和5年10月30日付で「こどもまんなか応援サポーター」に就任しました。



#### こどもまんなか応援サポーターとは

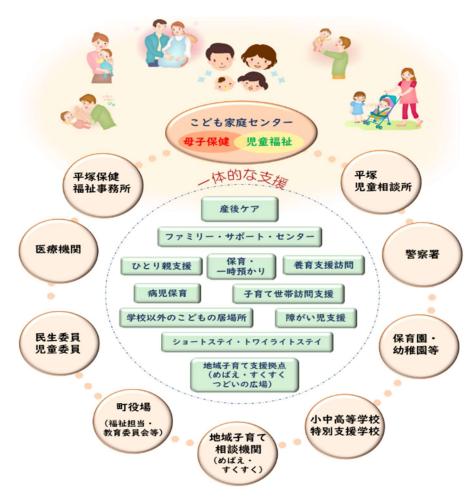
「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、 自らもアクションに取り組んでいる個人、 団体・企業、自治体などを「こどもまんな か応援サポーター」と呼んでいます。

←就任時の「合言葉」



#### 大磯町こども家庭センター

こども家庭センターでは、母子保健と児童福祉に関する相談を一体的に行い、妊娠・出産・育児、虐待防止など、こどもに関わるさまざまな課題に対し、「切れ目のない支援」を提供しています。





## 大磯町こども計画表紙などのデザイン

より多くのこどもたちが、この計画に親しみや関心を持つことができるよう、意見聴取の機会の一つとして、こどもたちからこの計画の表紙などのデザインを募集しました。こどもたちによる投票の結果、多くの賛同を集めた2作品を紹介します。

※応募作品は、大磯町こども計画、やさしい版及び概要版の表紙をはじめ、 この計画内で紹介させていただきます。(応募数:56作品)

#### 【テーマ】

『こどもたちの 未来をひらくまち、こどもまんなか わくわく おおいそ』



みんなでつなごう こどもたちの未来 古賀 琴子さん(中学2年生)



竹内 あかりさん(小学3年生)

# 2 計画の期間

この計画の計画期間は、令和7年度から令和二年度までの5年間とします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
	大磯町	」 J こ ど も 計 画 ( 5 年 ·	- 間)	
5	実施計画(3年間)			
		 実施計画 ( 3 年間)		
		実	   施計画 (3 年間)	
			実施計画	(2年間)
				実施計画

## 3 計画の対象

この計画は、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う観点から、妊娠・ 出産期からポスト青年期までを対象に、個々の施策を展開します。

	0 歳	6 歳	12	歳 18	3歳	30歳	39歳
妊娠・ 出産期	乳幼児	期	学童期	思春期	青年期	ポスト青	<b>手</b> 年期

◆ 妊産婦 → ◆

0歳から39歳までの者で、成長の過程にある者

----こども ---

若者 ———

12歳から29歳までの者(施策により39歳までの者を含む)

## 4 計画の位置づけ

大磯町こども計画

こども基本法 第10条

- 子ども・子育て支援事業計画
  - <子ども・子育て支援法 第61条>
- 次世代育成支援地域行動計画
  - <次世代育成支援対策推進法 第8条>
- 子どもの貧困対策計画
  - <こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第9条>
- 子ども・若者計画
  - <子ども・若者育成支援推進法 第9条>
- 母子保健を含む成育医療等に関する計画
  - <成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し 必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の 総合的な推進に関する法律 第5条>

#### 整合・連携

- -関連計画など-
- ・地域福祉計画 ・障がい者福祉計画 ・けんこうプラン大磯 ・教育大綱
- ・男女共同参画推進プラン ・自殺対策計画 ・いじめ防止基本方針
- ・生涯学習推進計画 他

大磯町第五次総合計画 ~紺碧の海に緑の映える住みよい大磯~